

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ (ユニット型)

R5.10.4～

1. 基本料金

(単価:円)

単価 負担割合	ユニット型介護福祉施設サービス費 I				
	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本単価	747	813	885	950	1015
1割負担	747	813	885	950	1015
2割負担	1494	1626	1770	1900	2030
3割負担	2241	2439	2655	2850	3045

2. 加算料金

※全員対象の加算は○

加算項目	基本 単位	利用者負担額			算定回数等
		1割負担	2割負担	3割負担	
○ 1 日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46	46	92	138	1日につき
○ 2 看護体制加算(Ⅰ)口	4	4	8	12	1日につき
○ 3 看護体制加算(Ⅱ)口	8	8	16	24	1日につき
○ 4 夜勤職員配置加算(Ⅳ)口	21	21	42	63	1日につき
○ 5 個別機能訓練加算(Ⅰ)	12	12	24	36	1日につき
○ 6 個別機能訓練加算(Ⅱ)	20	20	40	60	1月につき
7 口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90	90	180	270	1月につき
○ 8 口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110	110	220	330	1月につき
9 生活機能向上連携加算(Ⅱ)1	200	200	400	600	1月につき
○ 10 生活機能向上連携加算(Ⅱ)2	100	100	200	300	1月につき
○ 11 科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	50	50	100	150	1月につき
○ 12 自立支援促進加算	300	300	600	900	1月につき
○ 13 排せつ支援加算(Ⅰ)	10	10	20	30	1月につき
○ 14 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単 位数の 83/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
○ 15 特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単 位数の 27/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
○ 16 介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単 位数の 16/1000	左記の1割	左記の2割	左記の3割	基本サービス費に各種加算・減算を加えた総単位数(所定単位数)
17 初期加算	30	30	60	90	1日につき(入所した日から30日以内)
18 安全対策体制加算	20	20	40	60	入所初日のみ
19 外泊時費用	246	246	492	738	1月に6日を限度
20 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4	4	8	12	1日につき
21 若年性認知症入所者受入加算	120	120	240	360	1日につき
22 配置医師緊急時対応加算	650 1,300	650 1300	1,300 2,600	1,950 3,900	1回につき(早朝又は夜間の場合) 1回につき(深夜の場合)
23 再入所時栄養連携加算	200	200	400	600	1回につき
24 褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3	3	6	9	1月につき
25 褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13	13	26	39	1月につき
26 排せつ支援加算(Ⅱ) R3.11より	15	15	30	45	1月につき
27 排せつ支援加算(Ⅲ) R3.11より	20	20	40	60	1月につき
28 経口移行加算	28	28	56	84	1日につき
29 経口維持加算(Ⅰ)	400	400	800	1,200	1月につき
30 経口維持加算(Ⅱ)	100	100	200	300	1月につき
31 看取り介護加算(Ⅱ)	72	72	144	216	死亡日以前31日以上45日以下
	144	144	288	432	死亡日以前4日以上30日以下
	780	780	1,560	2,340	死亡日の前日及び前々日
	1,580	1580	3,160	4,740	死亡日

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ (ユニット型)

R5.10.4～

3. 日常生活費(介護保険外)

項目	利用料金	内容
おやつ代		1日50円
クラブ活動材料費		参加クラブにより異なる
理美容料金	2,000円	予約制のため、あらかじめ申込みが必要
電気代		1日1家電50円
日用雑貨		状況に応じての相当額
複写物の交付		コピー代: B5～A3サイズ 1枚10円
医療費		別途、実費負担分(診療・薬剤費等)

4. 居住費・食費について

利用者負担段階	食事の負担額(円/日)	居住費(円/日)
第1段階	300	820
第2段階	390	820
第3段階①	650	1,310
第3段階②	1,360	1,310
第4段階	1,445	2,006

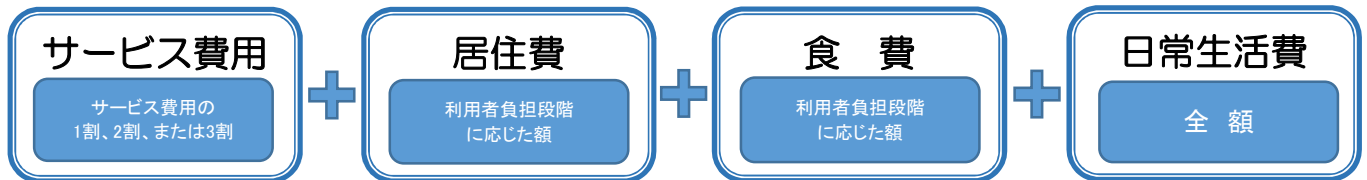
※食費、居住費については、介護保険負担限度額認定が適用されます。

第1段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金または生活保護受給者
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入が80万円以下の人
第3段階①	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入が80万円超120万円以下の人
第3段階②	本人および世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入額+非課税年金収入が120万円超の人
第4段階	上記以外の方

5. 利用者負担の軽減について

課税所得690万円(年収約1,160万円)以上	14万100円(世帯)
課税所得380万円(年収約770万円)～課税所得690万円(年収約1,160万円)未満	9万3,000円(世帯)
市町村民税課税～課税所得380万円(年収約770万円)未満	4万4,400円(世帯)
世帯全員が市町村民税非課税	2万4,600円(世帯)
前年の公的年金等収入金額+その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方等	2万4,600円(世帯)
	1万5,000円(個人)
生活保護を受給している方等	1万5,000円(世帯)

6. 1月あたりの負担金額(30日) ※概算



※食事代・居住費込み、介護保険外・対象者のみの加算に関する費用は含んでいません。

負担限度額	負担割合	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1	1	59,748	61,728	63,888	65,838	67,788
2	1	62,448	64,428	66,588	68,538	70,488
3①	1	84,948	86,928	89,088	91,038	92,988
3②	1	106,248	108,228	110,388	112,338	114,288
4	1	129,678	131,658	133,818	135,768	137,718
	2	155,827	159,787	164,107	168,007	171,907
	3	181,975	187,915	194,395	200,245	206,095

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ (ユニット型)

R5.10.4～

7. 各種加算説明

- 1 日常生活継続支援加算は、居宅での生活が困難であり、当施設への入所の必要性が高いと認められる重度の要介護状態の者や認知症である者等を積極的に受け入れるとともに、介護福祉士資格を持つ職員を手厚く配置し、質の高い介護福祉施設サービスを提供した場合に算定します。
- 2 看護体制加算は、看護職員の体制について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- 3
- 4 夜勤職員配置加算は、夜間及び深夜の時間帯について手厚い人員体制をとっている場合に算定します。
- 5 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、多職種共同にて個別機能訓練計画を作成し、計画的に機能訓練を実施している場合に算定します。個別機能訓練計画の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(Ⅱ)を算定します。
- 6
- 7 口腔衛生管理加算は、歯科衛生士が入所者に対し、口腔衛生等の管理を月2回以上行い、当該入所者に係る口腔衛生等の管理の具体的な技術的助言及び指導等を介護職員に行っている場合に算定します。
- 8
- 9 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、指定訪問リハビリテーション等の理学療法士等が当施設を訪問し、当施設の機能訓練指導員、介護職員等と共同で身体状況の評価及び個別機能訓練の作成と、計画に沿った機能訓練を提供した場合に算定します。また、計画の進捗状況は3月ごとに評価し、必要に応じて訓練の内容等を見直します。
- 10
- 11 科学的介護推進体制加算は、入所者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、その情報を施設サービスの適切かつ有効な提供に活用している場合に算定します。
- 12 自立支援促進加算は、医師が入所者ごとに自立支援に係る医学的評価を行い、自立支援の促進が必要であると判断された入所者ごとに多職種共同で支援計画を作成し、これに基づくケアを実施した場合に算定します。
- 13 排せつ支援加算は、排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことで要介護状態の軽減が見込まれる者について、多職種共同にて、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づく支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合に算定します。
- 14 介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。介護職員等特定処遇改善加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算は、区分支給限度基準額の対象外となります。
- 15
- 16
- 17 初期加算は、当施設に入所した日から30日以内の期間について算定します。
- 18 安全対策体制加算は、事故発生又はその再発防止のために必要な措置を講じるとともに、安全対策の担当者が必要な外部研修を受講し、施設内に安全管理部門を設置するなど組織的な安全対策体制が整備されている場合に算定します。
- 19 入所者に対して居宅における外泊を認め、当施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として上記基本料金は算定せず外泊時費用を算定します。ただし、外泊の初日及び最終日は算定しません。
- 20 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。
- 21 若年性認知症入所者受入加算は、若年性認知症(40歳から64歳まで)の利用者を対象に介護福祉施設サービスを行った場合に算定します。
- 22 配置医師緊急時対応加算は、当施設の配置医師が求めに応じ早朝、夜間又は深夜に当施設を訪問して入所者に対して診療を行った場合、その時間帯に応じて算定します。
- 23 再入所時栄養連携加算は、当施設に入所していた者が退所し病院又は診療所に入院後、再度当施設に入所する際、当初に入所していた時と再入所時で栄養管理が異なる場合に、当施設の管理栄養士が入院先の病院等の管理栄養士と連携し、栄養ケア計画を策定した場合に算定します。
- 24 褥瘡マネジメント加算は、入所者ごとに褥瘡の発生とリスクを評価し、多職種共同にて褥瘡ケア計画を作成し、計画に基づく褥瘡管理を行うとともに、そのケアの内容や状態を記録している場合に算定します。
- 25
- 26 12と同様
- 27
- 28 経口維持加算は、現在食事を経口摂取しているが摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対し、医師又は歯科医師の指示に基づき他職種共同にて食事観察及び会議等を行い、入所者ごとに経口維持計画を作成し、それに基づき、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行っている場合に算定します。
- 29
- 30

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ (ユニット型)

R5.10.4～

31 看取り介護加算は、看取りに関する指針を定め、医師が一般的な医学的見地に基づき回復の見込みがないと診断した入所者に対して、多職種共同にて介護に係る計画を作成し、利用者又は家族の同意のもと、入所者がその人らしく生き、その人らしい最期を迎えられるように支援した場合に算定します。

ご不明な点がございましたら、お問い合わせ下さい

事業所番号 【3072100807】

社会福祉法人 同仁会

特別養護老人ホーム カルフル・ド・ルポ印南ヌーヴォ

〒649-1533 和歌山県日高郡印南町山口150番地1

TEL (0738)42-8200 FAX (0738)42-1500

TEL 代表(0738)42-8100 FAX (0738)42-0500